

豊橋市都市利便増進協定認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第74条第1項に規定する都市利便増進協定（以下「協定」という。）の認定及び法第76条第1項に規定する協定の変更の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第74条第1項の規定による協定の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、都市利便増進協定認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定締結の理由を記載した書類
- (3) 協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が協定の認定申請に係る代表者であることを証する書類
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書類）
- (6) 協定の区域内の土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の認定の申請)

第3条 法第76条第1項の規定による協定の変更の認定を受けようとする者は、都市利便増進協定変更認定申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 変更後の協定書の写し
- (2) 協定の変更の理由を記載した書類
- (3) 協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が協定の変更の認定申請に係る代表者であることを証する書類
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在を記載した書類）
- (6) 協定の区域内の土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協定の認定の基準等)

第4条 市長は、第2条第1項又は前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、協定が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請に係る協定を認定することができる。

(1) 法第75条各号に掲げる認定基準に適合していること。

(2) 協定の当事者が次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

エ 暴力団、暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をその構成員に含む法人その他の団体

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、当該申請を行った者に対し都市利便増進協定認定通知書（様式第3号）又は都市利便増進協定変更認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(協定の認定の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、認定を取り消すことができる。

(1) 法第77条各号に掲げる取消事由に該当すると認めるとき。

(2) 協定の当事者が前条第1項第2号の認定基準に該当しないと認めるとき。

(3) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、当該協定の認定通知を受けた者に対し、都市利便増進協定認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月12日から施行する。